

# 相続税又は贈与税の災害減免措置について

「平成30年7月豪雨」により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

今回の豪雨により被害を受けた場合には、相続税又は贈与税に関して、次のような災害減免措置がありますのでご確認ください。

## I 災害減免措置の適用要件

相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産（以下「相続財産等」といいます。）について災害により被害を受けた方は、次の①又は②のいずれかに該当するときは、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」（以下「災害減免法」といいます。）により、相続税又は贈与税（以下「相続税等」といいます。）が減免されます。

- ① 相続税等の課税価格の計算の基礎となった財産の価額（相続税については債務控除後の価額）のうちに被害を受けた部分の価額<sup>※1</sup>の占める割合が10分の1以上であること。
- ② 相続税等の課税価格の計算の基礎となった動産等<sup>※2</sup>の価額のうちに当該動産等について被害を受けた部分の価額の占める割合が10分の1以上であること。

※1 「被害を受けた部分の価額」については、「Ⅲ 被害を受けた部分の価額の計算」をご覧ください。

※2 「動産等」とは、動産（金銭及び有価証券を除きます。）、不動産（土地及び土地の上に存する権利を除きます。）及び立木をいいます。

## II 災害減免措置の内容

「I 灾害減免措置の適用要件」を満たす場合には、災害減免法により次のとおり相続税等が減免されます。災害減免法による相続税等の減免措置は、「1 申告期限前に被害を受けた場合」と、「2 申告期限後に被害を受けた場合」とでその内容が異なります。

なお、この申告期限は、国税通則法第11条又は租税特別措置法第69条の8の規定により申告期限が延長された場合には、その延長後の期限となります。

### 《1 申告期限前に災害により被害を受けた場合（課税財産価額が減額される場合）》

相続税等の申告期限前に災害により被害を受けた場合には、相続税等の課税価格に算入する価額は、次の算式により計算した金額とします。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{相続財産又は受贈} \\ \text{財産の価額}^{\ast 1} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{被害を受けた部分} \\ \text{の価額 (Ⅲ参照)} \end{array} \right] = \left[ \begin{array}{l} \text{相続税又は贈与税の課税} \\ \text{価格に算入する価額} \end{array} \right]$$

※1 「相続財産又は受贈財産の価額」は、相続税の場合は、申告書第11表の「価額」（相続税の評価額）となります。

なお、小規模宅地等の特例などの課税価格の計算の特例の適用を受けている場合は、適用後の価額となります。

### 《2 申告期限後に災害により被害を受けた場合（税額が免除される場合）》

相続税等の申告期限後に災害により被害を受けた場合には、被害のあった日以後に納付すべき相続税等のうち、次の算式により計算した税額が免除されます。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{被害のあった日以後に} \\ \text{納付すべき相続税額又} \\ \text{は贈与税額}^{\ast 2} \end{array} \right] \times \left[ \begin{array}{l} \text{被害を受けた部分の価額 (Ⅲ参照)} \\ \text{課税価格の計算の基礎となった財産の価額}^{\ast 3} \\ \text{(相続税の場合は、債務控除後の価額)} \end{array} \right] = \left[ \begin{array}{l} \text{免除される} \\ \text{相続税額又} \\ \text{は贈与税額} \end{array} \right]$$

※2 「被害のあった日以後に納付すべき相続税額又は贈与税額」とは、延納中の税額や延納又は物納の許可前の徴収猶予中の税額、農地等についての相続税又は贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている税額等をいい、例えば、延納中の税額の場合には、被害のあった日以後に分納期限が到来する税額となります。なお、延滞税、利子税及び加算税のほか、既に納付済の税額や滞納となっている税額は含まれません。

※3 「課税価格の計算の基礎となった財産の価額」は、相続税の場合は、申告書第1表の「④純資産価額」の金額に相当する金額となります。なお、相続税の申告書第1表の「②相続時精算課税適用財産の価額」の金額がある場合には、「④純資産価額」から「②相続時精算課税適用財産の価額」を差し引いた後の金額となります。

### III 被害を受けた部分の価額の計算

#### 《1 被害を受けた部分の価額の計算》

「被害を受けた部分の価額」は、個々の相続財産等ごとに、被害の程度（被害割合）を基として次の算式により計算します。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{被害を受けた相続財産} \\ \text{又は受贈財産の価額}^{\ast 1} \end{array} \right] \times \left[ \begin{array}{l} \text{被害割合} \end{array} \right] = \left[ \begin{array}{l} \text{被害を受けた} \\ \text{部分の価額} \end{array} \right]$$

※1 「被害を受けた相続財産又は受贈財産の価額」は、相続税の場合は、申告書第11表の「価額」（相続税の評価額）となります。なお、小規模宅地等の特例などの課税価格の計算の特例の適用を受けている場合は、適用後の価額となります。

#### 《2 被害額等が明らかな場合の被害割合の計算方法》

被害額（保険金、共済金又は損害賠償金等（以下「保険金等」といいます。）による補填額を控除した金額）及び被害があったときの時価（その財産が被害を受ける直前の価額）が明らかな場合の「被害割合」は、次の算式により計算します。

$$\left[ \frac{\text{被害額（保険金等による補填額を控除した金額）}}{\text{被害があったときの時価（被害を受ける直前の価額）}} \right] = \left[ \begin{array}{l} \text{被害割合} \end{array} \right]$$

#### 《3 被害額等が明らかでない場合の被害割合の計算方法》

被害額及び被害があったときの時価が明らかでない場合には、次の方法により被害割合を計算することができます。

##### (1) 保険金等による補填がない場合の被害割合

被害を受けた財産について保険金等による補填がない場合は、「別表1 被害割合表」により被害割合を求めます。

##### (2) 保険金等による補填がある場合の被害割合

被害を受けた財産について保険金等による補填がある場合には、次の算式により被害割合を計算します。

$$\left[ \frac{\text{被害があつたときの時価として次のイ～ハにより求めた価額} \times \frac{\text{別表1の被害割合}}{\text{保険金等による補填額}}}{\text{被害があつたときの時価として次のイ～ハにより求めた価額}} \right] = \left[ \begin{array}{l} \text{被害割合} \end{array} \right]$$

##### イ 建物

建物の価額は、①取得価額が明らかな場合には、建物の取得価額から「償却費相当額」<sup>※2</sup>を差し引いた金額とし、②取得価額が明らかでない場合には、「別表2 地域別・構造別の工事費用表」の1m<sup>2</sup>当たりの工事費用に総床面積を乗じた金額から、「償却費相当額」<sup>※2</sup>を差し引いた金額とします。

##### □ 家庭用財産

家庭用財産の価額は、①取得価額が明らかな場合には、家庭用財産の取得価額から「償却費相当額」<sup>※2</sup>を差し引いた金額とし、②取得価額が明らかでない場合には、「別表3 家族構成別家庭用財産評価額」により求めた金額とします。

##### ハ 車両

車両の価額は、取得価額から「償却費相当額」<sup>※2・3</sup>を差し引いた金額とします。

※2 「償却費相当額」については、「参考（償却費相当額について）」をご覧ください。

※3 農機具等の事業用（農業用）財産の価額は、車両に準じて計算します。

### IV 災害減免を受ける場合の手続

#### 《1 申告期限前に被害を受けた場合（課税財産価額が減額される場合）》

「災害減免法第6条の規定による相続税・贈与税の財産の価額の計算明細書」に被害の状況や被害を受けた部分の価額等を記載し、相続税等の申告書等に添付して提出してください。

#### 《2 申告期限後に被害を受けた場合（税額が免除される場合）》

「災害減免法第4条の規定による相続税・贈与税の免除承認申請書」に被害の状況や被害を受けた部分の価額等を記載し、災害のやんだ日から2か月以内に税務署に提出してください。

別表1 被害割合表

区分	被 告 区 分	被 告 割 合		摘 要	
		建 物	家庭用 財 産		
損壊	全壊・流失・埋没・倒壊 (倒壊に準するものを含む)	100	100	被害建物の残存部分に補修を加えても、再び建物として使用できない場合	
	半 壊	50	50	建物の主要構造部の被害額がその建物の時価の 50%以上であるか、損失部分の床面積がその建物の総床面積の 70%以上である場合	
	一部破損	5	5	建物の主要構造部の被害額がその建物の時価の 20%以上 50%未満であるか、損失部分の床面積がその建物の総床面積の 20%以上 70%未満で残存部分を補修すれば再び使用できる場合	
				建物の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた場合	
浸水	床 上 1.5m以上	平屋	80 (65)	100 (100)	<ul style="list-style-type: none"> <li>海水や土砂を伴う場合には上段の割合を使用し、それ以外の場合には、下段のかっこ書の割合を使用します。 なお、長期浸水（24時間以上）の場合には、各割合に 15%を加算した割合を使用します。</li> <li>床上とは、床板以上をいい、二階のみ借りている場合は、「床上」を「二階床上」と読み替え平屋の割合を使用します。</li> <li>二階建以上とは、同一人が一階、二階以上とも使用している場合をいいます。</li> </ul>
		二階建以上	55 (40)	85 (70)	
	床 上 1 m以上 1.5m未満	平屋	75 (60)	100 (100)	
		二階建以上	50 (35)	85 (70)	
	床 上 50 cm以上 1 m未満	平屋	60 (45)	90 (75)	
		二階建以上	45 (30)	70 (55)	
	床 上 50 cm未満	平屋	40 (25)	55 (40)	
		二階建以上	35 (20)	40 (25)	
	床 下		15 (0)	—	

(注) 車両に係る被害割合については、上記を参考に、例えば、「補修を加えても再び使用できない場合」には被害割合を 100%とするなど、個々の被害の状況を踏まえて適用します。

別表2 地域別・構造別の工事費用表（1m<sup>2</sup>当たり）

	木 造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄 骨 造		木 造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄 骨 造
北海道	千円 167	千円 350	千円 178	千円 206	滋 賀	千円 160	千円 196	千円 218	千円 218
青 森	158	145	229	197	京 都	168	177	218	227
岩 手	174	11	270	212	大 阪	157	218	227	219
宮 城	171	203	248	218	兵 庫	164	272	221	222
秋 田	161	—	324	206	奈 良	159	—	223	214
山 形	166	24	211	165	和 歌 山	161	227	272	229
福 島	175	106	263	212	鳥 取	173	—	174	190
茨 城	165	232	222	208	島 根	177	—	233	202
栃 木	165	206	232	205	岡 山	182	248	199	214
群 馬	165	228	189	210	広 島	166	243	227	223
埼 玉	161	162	265	233	山 口	172	—	234	223
千 葉	169	350	252	225	徳 島	157	—	278	188
東 京	176	293	319	282	香 川	171	82	172	194
神奈川	173	289	266	252	愛 媛	164	165	167	203
新潟	170	177	195	162	高 知	175	10	218	215
富 山	171	178	211	194	福 岡	160	159	187	212
石 川	168	—	256	229	佐 賀	162	144	166	208
福 井	165	—	208	208	長 崎	162	201	192	196
山 梨	177	—	251	209	熊 本	162	208	172	204
長 野	184	383	259	218	大 分	157	191	186	218
岐 阜	169	138	189	223	宮 崎	148	331	185	178
静 岡	174	244	220	235	鹿 児 島	160	37	184	180
愛 知	172	244	216	233	沖 縄	185	208	196	207
三 重	180	—	211	230	全国平均	168	254	240	228

(注) 1 上記の表のうち、該当する地域の工事費用が全国平均を下回る場合又は値が存在しない場合のその地域の工事費用については、全国平均の工事費用を適用することができます。

2 上記の表は、「建築統計年報 平成29年度版」(国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室)を参考に、国税庁において計算しました。

別表3 家族構成別家庭用財産評価額

世帯主の年齢	夫 婦		独 身
	歳	万円	
~ 29		500	
30 ~ 39		800	
40 ~ 49		1,100	300
50 ~		1,150	

(注) 大人(年齢18歳以上)1名につき130万円を加算し、子供(年齢18歳未満)1名につき80万円を加算します。

## 参考（申告等の期限延長の対象となる地域）

都道府県名	指定地域
岡山県	岡山市（北区・東区）、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡（府中町・海田町・熊野町・坂町）
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市

（注）1 上記は、国税通則法第11条の規定により申告期限が延長された地域となります。

2 上記地域については、今後の状況を踏まえて見直す可能性があります。

## 参考（償却費相当額について）

「償却費相当額」は、①業務用資産の場合は、事業所得や不動産所得の計算上必要経費に算入される償却費の累積額とし、②非業務用資産の場合は、「所得税法施行令第85条《非事業用資産の減価の額の計算》」の規定に準じて計算した金額とします。

なお、非業務用資産の償却率は、法定耐用年数に1.5を乗じた年数（1年未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てます。）に対応する旧定額法の償却率になります。

### 《非業務用建物（居住用）の計算方法》

$$\text{建物の取得価額} \times 0.9 \times \text{償却率} \times \text{経過年数}^{\ast 1} = \text{償却費相当額}^{\ast 2}$$

※1 「経過年数」の6か月以上の端数は1年とし、6か月未満の端数は切り捨てます。

※2 建物の取得価額の95%を限度とします。

### 《非業務用建物（居住用）の償却率》

区分	木造	木骨 モルタル	(鉄骨) 鉄筋 コンクリート	鉄骨造	
				金属造① <sup>※3</sup>	金属造② <sup>※4</sup>
償却率	0.031	0.034	0.015	0.036	0.025

※3 「金属造①」・・・軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm以下の建物

※4 「金属造②」・・・軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm超4mm以下の建物

## ご案内

- ご不明な点や詳細につきましては、最寄りの税務署にお尋ねください（住所地の所轄税務署以外でも、ご相談を受け付けています。）。
- 税務署での面接による相談を希望される方は、お待ちいただくことなく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接日時を予約（事前予約制）していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。